

保 管 依 頼 書

平成 年 月 日

朝倉市長

殿

朝倉市収納対策課長

下記買受財産について、買受代金納付後、引渡しを受けるまで、朝倉市に保管を依頼します。引渡しを受ける前に下記買受公売財産が破損、紛失などの被害を受けても、朝倉市が一切責任を持たないことに同意します。

記

買受公売財産（売却区分番号）

第 号

引渡しを受ける日

平成 年 月 日

住 所

氏 名 印

電話番号

※ 買受代金納付後の保管費用は買受人の負担となります。ご了承ください。

※ 引渡しを受ける日は、買受代金納付期限の翌日から7日以内としてください。